

令和2年12月9日

請願・陳情文書表

総務政策常任委員会

政 策 局 關 係 請 願

請願番号	24	受理年月日	2 . 1 2 . 2
件名	議会承認案件の工事の軽易な変更についての請願		
請願者		紹介議員	
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		杉本透 国松誠	
<p>1 請願の趣旨</p> <p>建設工事の議会承認案件に関して、契約変更する場合には非常に時間がかかり、受注業者としてはその調整に時間を要し、工期が苦しくなるとともに、調整に要する経費等が負担となっている状況から、議会承認案件についても工事金額の1割程度の軽易な変更については、知事専決処分により速やかな変更が可能となるよう地方自治法第180条第1項に基づく議決としていただきたく、お願いいたします。</p> <p>また、天候等やむをえない事由による工期延長についても同様に専決処分の対象としていただきたく、併せてお願いいたします。</p> <p>2 請願の理由</p> <p>地域建設業界の現状は、国の大型工事等の建設投資が集中している地域を除いては工事量が少なく、相変わらず厳しい経営環境が続いております。今後とも地域の安全・安心を守るとい役割を果たしていくためには、経営を安定化させるとともに、週休二日制の導入や令和6年度から適用される時間外労働の上限規制といった喫緊の課題である働き方改革を積極的に進め人材確保を図っていく必要があります、そのためにも、公共事業予算の一層の増額による仕事量の確保を始め、施工時期の平準化の推進と個々の工事において適正利潤が確保できるよう一層の改善が不可欠な状況となっております。</p> <p>折しも令和2年6月にいわゆる「新・担い手3法」（建設業法、入契法及び公共工物品確法の改正）が成立し、適正な利潤の確保、適切な工期設定及び施工時期の平準化等により建設業の働き方改革や生産性の向上等に向けた取組みがさらに推進されようとしております。</p> <p>一方で、建設工事では、工事受注後に施工する段階で設計変更が生じることが多い状況があり、柔軟に変更に対応していただくことが地域建設業界にとって必要と認識しております。公共工事の設計積算については、現場の自然的、社会的条件や施工時期など施工に影響を与える様々な内容を、設計時点で出来る限り想定したもので、その設計金額に基づき入札を行い、受注後の工事の施工にあたっては、これにより作成した設計図書に基づいて実施しておりますが、やむを得ない事情により、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損なわない範囲において、設計内容の変更をお願いし、その結果、工期や請負代金額に変更</p>			

が生じた場合は、契約変更となります。しかしながら、工事発注金額が6億円以上の議会承認案件につきましては、契約変更に議会の承認をいただく必要があることから、設計変更を行うにも時間がかかり、また、下請け企業等との調整や工期が苦しくなるとともに、さらに調整に要する経費等が負担となっている状況です。このため、議会承認案件の工事についても工事金額の1割程度の軽易な変更については、知事専決処分により速やかな変更が可能となるよう地方自治法第180条第1項に基づく議決としていただきたく、お願いいたします。

この上限につきましては、他の地方自治体の事例を踏まえ、金額に関しては、工事金額の10%かつ6億円未満とし、また、天候等やむをえない事由による工期延長についても同様に専決処分の対象としていただきたく、格段のご配慮をよろしくお願いいたします。

政策局關係陳情

陳情番号	37	付議年月日	2.6.11
件名	台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書について陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>令和2年3月25日に兵庫県議会が国に提出した「台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書」と同趣旨の意見書を国に提出していただきたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 兵庫県議会の「台湾のWHO年次総会オブザーバー参加を求める意見書」の趣旨は妥当かつ適切であり、国が当該意見書の要望に沿った取り組みを真摯に行うために神奈川県議会においても同様の意見書を国に提出するべきであると考えため。</p> <p>(2) 日本はサンフランシスコ講和条約第2条bの規定により台湾に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄して台湾に対する領有権を放棄したが、日清戦争の下関条約により台湾が清から日本へ割譲されたように、日露戦争のポーツマス条約により南樺太がロシアから日本へ割譲されたように台湾の帰属先について同講和条約及び他のいかなる条約も定めていないので、台湾は中華人民共和国に割譲されたわけではなく、その領土ではない。台湾は実体において領土、国民、統治機構を備えた一国家である。日本は台湾を国家承認していないが、台湾を諸国際機関に係わらせることは、国際政治の安定に寄与すると考えるため。</p>			

陳情番号	55	付議年月日	2 . 1 1 . 6
件名	「思いやり予算」の廃止を求める意見書提出を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
総務政策常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>貴議会として日本政府に対して、在日米軍に対する「思いやり予算」（日本側に支払い義務のない駐留経費）について、米国の増額要求交渉には応ぜず、「思いやり予算」は廃止することを求める意見書を提出されること。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>米国のポンペオ国務長官は来日していた10月6日NHKのインタビューで、在日米軍駐留経費の日本側負担（思いやり予算）を巡る実務者交渉に関し「負担は互いの国が公平、公正だと感じるように分担する」と強調しました。現行の協定が来年3月に切れるため日米両政府は10月15日、2021年度から5年間の思いやり予算の日本側負担を決める実務者協議を始めています。11月に行われる米国の大統領選挙終了後、本格交渉に入る見込みです。</p> <p>思いやり予算につきまして米国は日本に対して来年度以降、現状の約4.5倍に当たる年約80億ドル（約8640億円）への増額を要求したとの報道がありましたが、応じるべきものではありません。</p> <p>そもそも「思いやり予算」は、日米地位協定によっても、日本側には支払い義務のないものです。日本側の駐留経費負担は、「施設および区域並びに路線権」となっており、米軍を「維持することに伴うすべての経費」は、米国側が支出すると規定しています。ところが、沖縄返還交渉の過程で日本側負担が拡大解釈され、1978年度からいわゆる「思いやり予算」と称して公然と拡大解釈にもとづく日本側の経費負担が続けられてきました。本来米国が負担すると定められている駐留経費の7割にも上り、2019年度は1974億円、78年から2018年度までの累計は7兆2685億円に上っています。</p> <p>日本政府の財政はすでに債務残高が対国内総生産額（GDP）比で237%と、主要先進国の中で最悪の水準となっています。令和2年度の国の一般会計補正予算後の歳入では、公債金収入の比率が45.5%と約半分を占めている借金財政です。コロナ禍で失業が増えるなど、国民の生活は大変苦しくなっています。国の財政は国民生活を支援するために優先的に使うべきで、米国のために使うべきではありません。</p> <p>米国の要求には応じないことはもちろんのこと、日米地位協定でも日本側に支払い義務がないとされている思いやり予算そのものを廃止すべきです。在日米軍に対する「思いやり予算」について、米国の増額要求交渉には応ぜず、「思いやり予算」は廃止することを陳情します。</p>			